

随意契約結果表（委託等契約）

所属名	D X 課
契約締結年月日	令和 8 年 8 月 3 日
契約者名	一般社団法人 山梨県情報通信業協会 国立大学法人 山梨大学
契約名	A I 駆動型開発と高度エンジニアリング実践企画運營業務委託
契約金額 (税込み)	7, 8 1 8, 0 0 0 円
随意契約理由	（一般社団法人 山梨県情報通信業協会） 山梨県情報通信業協会は、本県の情報通信関連技術の開発の促進、情報化の基盤整備等を行うことにより、山梨県内の情報通信業界の発展を図るとともに、地域の情報化を促進しつつ、もって社会経済の発展に寄与することを目的として設立された県内唯一の団体である。 本事業の受講対象者である県内の情報通信業界に従事する技術者の受講募集および選定に際して、県内の情報通信企業各社と円滑な連携が可能であるとともに、県内の情報通信企業を横断し第三者的な立場で県内企業等からの相談に応じる体制を整備することが可能なのは山梨県情報通信業協会だけである。また、県内 ICT 企業が多く参画している団体であり、県内企業等からの相談対応や支援体制の強化につながることも期待できる。 （国立大学法人 山梨大学） 県と山梨大学とは平成 1 7 年 3 月 2 8 日に包括連携協定（以下「協定」という。）を締結しており、協定第 2 条の連携・協力内容として「(1) 自然・環境、健康、教育・文化、産業・科学技術の各分野に関すること。」が定められていることから、本事業で実施する先端技術を扱う人材養成講座等も協定の対象となる。 加えて、山梨大学は令和 4 年度に文科省実証事業を通じて A I ・データ利活用に関する地域人材養成プログラムを確立しており、理論的な内容だけでなく、実務につながる知識や先端技術習得を目指した実践的な部分を教える・指導する体制が整って

	いる。県内でA Iやデータ利活用などの先端技術を対象とした地域人材養成プログラムを確立した学校は山梨大学だけであり、県内で自走可能な環境の構築を目指すうえで最も効果的な事業が実施できると考えられる。 以上のことから、2者（一般社団法人 山梨県情報通信業協会、国立大学法人 山梨大学）と随意契約を締結する。
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号